



赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんとの暮らしがいよいよスタート♪必要な手続きや健康診査、制度などをチェックしましょう。

はじめまして、赤ちゃん

出生届

問 戸籍住民課 戸籍住民係 TEL 24-0264(直通)

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に届け出てください。

届出に必要なもの

- 出生届(指定様式) ※出生証明書の記入があるもの
- 母子健康手帳

手続窓口 市役所第2庁舎1階1番 戸籍住民課窓口 各支所

こんにちは赤ちゃん訪問／未熟児訪問(2,500g未満の低体重児)

問 母子保健課 母子支援係 TEL 24-0133(直通)

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康や育児についてお話をうかがいます。市が交付したハガキ「赤ちゃん訪問連絡票(及び低体重児出生届)」か、電話・メール・FAXでご連絡ください(訪問日時予約、変更は電話でお願いします)。

こどもネウボラ

お子さんや養育者の健康、育児に関する相談、お子さんの身体計測や発育や発達に関する相談を行っています。日程は案内チラシ、市民カレンダーをご覧ください。

場 所 ①総合保健センター②各子育て支援センター
③児童館の子育て支援センターなど

こどもネウボラ ▶ P9

乳幼児訪問

子どもの育児や栄養、病気や障がいに関する訪問相談を行っています。

産後ケア(訪問型・デイサービス型)

問 申 母子保健課 母子支援係 TEL 24-0133(直通)

産後に心身のケアや、育児のサポート等を必要とする方に、市が委託している開業助産院等によるケアを提供します。

受 付 妊娠32週(9か月)から事前申し込み可

対 象 出産後から1年未満の母子(産婦のみ利用可)
(デイサービス型は6か月未満)

ケアの内容 ●母体の心身のケア
●授乳支援(乳房ケアを含む)
●沐浴など

実施方法 ●訪問型(2時間)
●デイサービス型(4時間以内)
●デイサービス型ロング(7時間以内)

1回の料金 (令和7年度現在) ※課税状況により減免あり
●訪問型700円(交通費別途)
●デイサービス型1,400円(食費別途)
●デイサービス型ロング2,600円(食費別途)

利用回数 訪問型・デイサービス型を合わせて7回まで

〈以下は広告スペースです〉

千歳市産後ケア事業 受託助産所

産前産後ケア 助産院 はぐくみ

産後ケア
・訪問型
・デイサービス型
・授乳サポート・乳房ケア
・妊娠中のご相談

お申し込み・お問い合わせ
☎080-3232-1624
千歳市みどり台北3丁目8番3
✉hugkumichitose@gmail.com
千歳市 助産院はぐくみ 🔍検索

恵庭市の小児科

かりんぱ ちどもクリニック

院長 本間 靖啓 日本アレルギー学会認定 アレルギー専門医

専門医としてアレルギー疾患治療にあたっています

HPはこちら 予約はこちら

☎(0123)39-3900 診療はネットで
ご予約ください
恵庭市黄金南5丁目3-8
日曜・祝日・水・土午後 休診 駐車場27台

歯 科・小児歯科

医療法人社団 健志会

リーフ歯科

診療時間
〈月・火・水・金〉 9:30~20:00
〈木 曜 日〉 9:30~12:30
〈土 曜 日〉 9:30~14:00
〈昼休み〉(月~金) 12:30~14:00
休 診 日/日曜日・祝日
千歳市稲穂4丁目3-10
Tel 0123-40-3333

成長をしっかりと見守る

問 申 相 母子保健課 母子保健係 TEL 24-0771(直通)

先天性股関節脱臼検診(生後3か月時に受診)

股関節脱臼の早期発見と早期治療のための検診です。対象となる方に封書でお知らせします。指定された期間に、指定された医療機関で受けてください。

4か月児健診

身体計測、医師の診察、離乳食や発達・育児についての相談を行っています。対象となる方に封書でお知らせします。

実施場所 総合保健センター

ブックスタート

問 千歳市立図書館 TEL 26-2131

4か月児健診受診時に親子で楽しむ絵本2冊をプレゼントしています。絵本の読み聞かせに、ぜひご利用ください。

ファーストスプーン贈呈

問 農村整備課 耕地林務係 TEL 24-0642(直通)

小さなころから木製品に触れ親しみを持ってもらうため、市内産木材を活用したファーストスプーンを製作し、4か月児健診受診時に贈呈します。

フッ化物塗布と歯科相談

フッ化物は歯の質を強くし、むし歯を予防するために効果があります。生えたての歯ほど効果が大きいので、定期的に継続して塗りましょう。また、無料で口の中や歯の手入れについての相談も行っています。日程は案内チラシ、市民カレンダーをご覧ください。

対 象 1歳児から就学前までの子ども

料 金 800円(歯の数が8本以下は400円)

実施場所 総合保健センター

10か月児健診

市内の医療機関で実施しています。対象となる方に封書でお知らせします。同封の受診票に必要事項を記入のうえ、指定された期間に、指定された医療機関で受けてください。

1歳6か月児健診

身体計測、医師・歯科医師の診察、歯みがき指導、栄養や発達・育児についての相談を行っています。希望者には、フッ化物塗布(有料)を行います。対象となる方に封書でお知らせします。

実施場所 総合保健センター

3歳児健診

身体計測、医師・歯科医師の診察、歯科検診、尿検査、視力・聴力、歯みがき指導、栄養や発達・育児についての相談を行っています。希望者には、フッ化物塗布(有料)を行います。対象となる方に封書でお知らせします。

実施場所 総合保健センター

5歳児相談

5歳児を対象に、成長や発達に関する相談を行っています。相談では身体計測・視力検査・栄養相談、集団遊びを通じて発達の相談を行い、保護者には小学校就学に向けた講話を行います。希望者は事前の申込みが必要です。対象となる方は封書でお知らせします。

実施場所 総合保健センター

〈以下は広告スペースです〉

出産をきっかけに身体の変化で悩まれていませんか?

当院では『産後ケア教室』も実施しています。

北星病院リハビリテーション科では、妊娠・出産をきっかけに身体の変化や不調が出た方に対して個別のケアができるよう『産後ママケア窓口』を開設しています。産後のさまざまなマイナートラブルに対して自宅で出来るセルフケア・生活に役立つワンポイントをご提案します。

まずは、お気軽にご相談ください。より快適な育児ができるよう応援いたします。

お問い合わせ **北星病院リハビリテーション科**
月~金曜日/9:00~17:00 ☎0123-24-1121 千歳市清流5丁目1-1

LINE
ご相談・予約アカウント

問 申 相 母子保健課 予防接種係 **TEL** 24-3148(直通)

転入のため千歳市で赤ちゃん訪問を受けていない方は、担当までご連絡いただくか、保健センターの窓口にて予診票をお受け取りください。(母子健康手帳をご持参ください)

令和7年4月1日現在

個別接種

〈以下は広告スペースです〉

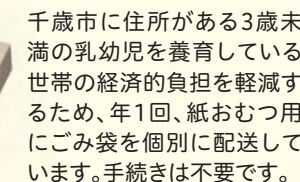


※他の生ワクチンの予防接種を受けるときは接種後4週間以上あける(口夕は除く)

※里帰り等で市外にて予防接種を希望される場合は、千歳市から滞在先へ「予防接種依頼書」の手続きが必要ですので、事前にご相談ください。

*任意予防接種は、有料となります。接種を希望される方は、直接医療機関にお問い合わせください。

問 こども家庭課こども家庭係 **TEL** 24-0328(直通)



本基準日

副基準日

4月1日現在で3歳未満の乳幼児に対し、燃やせるごみ用袋(20L)100枚支給 ※当該年の4月2日から10月1日までの間に3歳に達する幼児には50枚を支給 配送時期:6月頃を予定

4月2日以降に出生または転入し、10月1日現在で3歳未満の乳幼児に対し、燃やせるごみ用袋(20L)50枚を支給 配送時期:11月頃を予定

「子育てにやさしい施設」とは、乳幼児を連れて外出した際に、おむつ交換や授乳できる場所、ミルクのお湯などを提供してくれる施設です。公共施設や民間の店舗など、現在市内の73施設が”子育てにやさしい施設”として登録されておりますので、お気軽にご利用ください。

施設一覧はこちら▶



子どもの発達をサポートします

千歳市児童発達支援センター

開設日 月～金曜日(土曜・日曜・祝日はお休みです)

千歳市の子どもの発達支援における中核施設です。子どもの発達に関する相談を行う「こども発達相談室はぐ」(「発達相談」の項参照)、障害児通所支援の利用等に関する相談(障害児相談支援事業)を行う「こども相談支援室あーち」(P45参照)、児童福祉法に基づく福祉サービスを提供する「障害児通所支援事業」のほか、「気づき」の段階からの発達支援、子育て支援施設等への後方支援などを行っています。通所支援事業未利用の方を対象とした『遊びの広場いろいろ』、保護者を対象とした『保護者交流の場』や『学習会・研修会』を開催しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



問 千歳市児童発達支援センター TEL 24-0348(直通)

千歳市児童発達支援センターの障害児通所支援事業

区分	内容
児童発達支援	未就学の子どもの発達状況に応じて小グループで保護者と一緒に楽しく遊びながら発達支援を行います。支援の必要性に応じて専門職員による個別の発達支援も行います。
放課後等デイサービス	就学後の肢体不自由等のある子どもに対し専門職員による個別の発達支援を行います。
保育所等訪問支援	認定こども園などの施設を訪問し、子ども本人に対して、集団生活適応に向けた専門的な発達支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のために外出することが著しく困難な子どもの居宅を訪問し、専門的な発達支援などを行います。

発達相談

相談日 月～金曜日(土曜・日曜・祝日はお休みです)

相談時間 9:00～17:00

就学前の子どもの対象に発達に関する相談や保護者の悩みに寄り添った発達支援サポートを行っています。

- 言葉が出てこない、発音が気になる
- お友達と遊べない、人見知り・場所見知りをする
- 落ち着きがない、物を投げる、人を叩く
- 子どもとのかかわり方、遊び方がわからない など

＊料金はかかりません。事前に予約をお願いします。

巡回支援事業 「こども相談みにくる」

市の職員が、認定こども園等の教育保育施設を訪問し、担当の先生と相談しながら子どもたちの発達の様子を見守っています。

障害児通所支援等

問 申 千歳市児童発達支援センター通所給付係 TEL 24-3131(内線642)

発達に心配があり支援の必要性が客観的に認められる子どもを対象とした児童福祉法に基づく福祉サービスです。サービスの利用には受給者証の取得が必要です。

※原則1割負担(世帯収入に応じて自己負担額が異なります)

区分	内容
児童発達支援	支援が必要な主に未就学の子どもの対象に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適応するための支援を行います。
放課後等デイサービス	就学後の支援が必要な子どもを対象に学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	支援が必要な子どもが集団生活を営む認定こども園などの施設を訪問し、子ども本人に対して集団生活に適応するための専門的な支援などを行います。

(以下は広告スペースです)

こにし小児科

院長 小西 祥平

受付・診療時間

月～金：午前 9:00～12:00
午後 14:00～18:00
土曜日：午前 9:00～12:00

予防接種・乳児健診

火・金：午後 14:00～15:30

●予防接種、乳児健診は予約が必要です。
火曜日以外での予防接種を希望の方は、
受付か電話でご相談ください。
●業は院内院外どちらでも処方できます。

☎0123-23-1195

千歳市高台 4 丁目 2-4

区分	内容
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のために外出することが著しく困難な子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に関する相談や障害児支援利用計画の作成、日常生活での心配事に向けた支援など全般的な相談支援を行います。(※自己負担はありません)

利用の流れ

- ①相談・見学 障害児相談支援事業所に相談し、事業所の支援内容の確認や見学
- ②申請 申請書類等を市に提出(障害児支援利用計画を添付)
- ③調査 子どもの心身の状況、家庭環境などの市の聞き取り調査に協力
- ④支給決定 市から通所受給者証交付
- ⑤利用 通所受給者証を持参して事業所と契約を結び利用を開始

※詳しい手続きや障害児通所支援事業所の一覧は、市ホームページをご確認ください。



COLUMN

医療的ケア児等コーディネーター 問 児童発達支援センター(医療的ケア児等コーディネーター) TEL 24-0348(直通)

日常生活で恒常的に医療的ケアが必要なお子さんとその家族からの相談に応じています。在宅生活や就園・就学などライフステージの節目での困りごとや関係機関との連携調整など医療的ケア児の支援に関する総合調整を行います。
※医療的ケアが必要なお子さんへの支援は、市ホームページをご確認ください。



産後に受けられる支援

児童手当

問 申 こども家庭課 こども家庭係 TEL 24-0328(直通)

高校生年代までの児童を養育している方に支給されます。

支給額	●3歳未満(一律)	月額15,000円
	●3歳以上高校生年代	月額10,000円 (第3子以降 月額30,000円)

※児童の数は、22歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間の児童の中で数えます。

未熟児の養育医療給付制度

問 申 国保医療課 医療助成係 TEL 24-0289(直通)

出生体重が2,000 g 以下など、医師により入院治療が必要であると診断された赤ちゃんを、指定養育医療機関で治療する際に、その医療費を給付する制度です。給付対象となる医療費は、医療保険を適用した後の自己負担額と食事代が対象です。
(所得に応じて自己負担額が異なります)

子どもの医療費助成

問 申 国保医療課 医療助成係 TEL 24-0289(直通)

高校生世代までの子どもを対象として、保険診療の自己負担額のうち初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。

※日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の制度を利用する場合は対象外となります。

(以下は広告スペースです)

やる気と自信を育てる療育支援 児童発達支援事業 放課後等デイサービス

こどもプラス 千歳教室

すべては規則正しい生活リズムがあるからこそ。

体を動かしてたくさん遊ぶ

疲れてたくさん眠れる(寝つきが良くなる)

いっぱい動いておなか(食欲)がすく(食欲が増す)

体温調節がうまくできるようになる

☎0123-29-5681

千歳市長都駅前1丁目6番1号



ひとり親家庭への子育て支援

児童扶養手当

問 申 こども家庭課 こども家庭係 TEL 24-0328(直通)

母子または父子家庭のひとり親、ひとり親である母親や父親に代わる児童の養育者のほか、児童を養育し配偶者が重度の障がいにある方で、所得が一定額未満の方に支給されます。

支給額 ●全部支給(所得制限内の場合)月額 46,690円
●一部支給(所得に応じて) 月額 11,010円～46,680円(10円きざみの額)
※子どもが2人目以降の場合は月額5,520円～11,030円が加算されます。

ひとり親家庭などの医療費助成

問 申 国保医療課 医療助成係 TEL 24-0289(直通)

- 母(父)子家庭の母(父)と扶養されている高校生世代までの子どもを対象に助成します。
- 両親がいない(死亡・行方不明など)高校生世代までの子どもが他の家庭で扶養されている場合に助成します。
- 子どもが18歳に達する年度の末日まで対象となります。

区分	助成内容
0歳～高校生世代および住民税非課税世帯	保険診療の自己負担額のうち初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。
住民税課税世帯かつ高校生世代を超えた方	保険診療の自己負担のうち1割をご負担いただき、それ以外を助成します。母(父)は、入院のみ助成対象となります。

※学生などの場合20歳に達する月の末日まで対象となりますが、該当する子どもが無職・無収入などの条件があります。
※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」及び「世帯全員」が市道民税「非課税」である世帯

その他の母子・父子福祉事業

問 申 こども家庭課 こども家庭係 TEL 24-0328(直通)

名称	内容
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子家庭及び寡婦を対象に、一時的に生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員(ホームヘルパー)を派遣し、暮らしのお手伝いをします。
母子家庭および父子家庭自立支援給付金	【自立支援教育訓練給付金】 市が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母または父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。 【高等職業訓練促進給付金等】 就業に結びつきやすい資格の取得を目的とした養成機関(6か月以上)を受講している母子家庭の母または父子家庭の父に対して、生活の負担の軽減を図るため、一定の期間について高等職業訓練促進給付金を、また、入学時の負担を考慮し、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。
母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの就学などのために、無利子または低利子で各種資金の貸し付け相談を受けています。

障がいのある子どもの手帳

心や身体にハンディを持っている子どもが各種の福祉サービスを受けやすくなるよう交付される手帳があります。(都道府県、政令市が交付)

療育手帳

問 こども家庭課 児童相談係 TEL 24-0935(直通)

知的障がいがあり、単独で日常生活または社会生活を送ることが困難な方に交付されます。18歳未満の方は児童相談所が判定します。北海道ではA、Bに区分されています。(18歳以上の方の問い合わせ先は障がい者支援課 自立支援係です)

身体障害者手帳

問 申 障がい者支援課 自立支援係 TEL 24-0327(直通)

疾病、事故等によって肢体や視覚、聴覚等身体上の機能に障がいがあり、日常生活または社会生活を送るうえで制限を受ける方に交付されます。手帳は1級から6級まで区分されています。

精神障害者保健福祉手帳

問 申 障がい者支援課 自立支援係 TEL 24-0327(直通)

精神障がいがあり、日常生活または社会生活を送ることが困難な方に交付されます。手帳は、1級から3級まで区分されています。

障がいのある子どもへの子育て支援

特別児童扶養手当

問 申 こども家庭課 こども家庭係 TEL 24-0328(直通)

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童を養育している方で、所得が一定額未満の方に支給されます。

支給額 ●1級 月額56,800円 ●2級 月額37,830円

重度心身障がい者の医療費助成

問 申 国保医療課 医療助成係 TEL 24-0289(直通)

- 身体障害者手帳の等級1・2級(内部障がいの場合は3級を含む)、療育手帳A判定および重度の知的障がいと診断された方を対象に助成します。
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。(入院は対象外です)

区分	助成内容
0歳～高校生世代および住民税非課税世帯	保険診療の自己負担額のうち初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。
住民税課税世帯かつ高校生世代を超えた方	保険診療の自己負担のうち1割をご負担いただき、それ以外を助成します。精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。

※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」および「世帯全員」が市道民税「非課税」である世帯。

注1 1か月の一部負担額が一定の限度額を超えた場合は、払い戻しを受けることができます。

注2 日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の制度を利用する場合は対象外となります。

自立支援医療(精神通院医療)制度

問 申 障がい者支援課 自立支援係 TEL 24-0327(直通)

精神障がいがあり、継続的に通院医療を受ける場合の医療費を一部公費負担する制度です。(世帯収入と症状によって、自己負担額が異なります)

自立支援医療(育成医療)制度

問 申 障がい者支援課 自立支援係 TEL 24-0327(直通)

身体に障がいのある児童または将来において障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を受ける場合の医療費を、一部公費負担する制度です。(世帯収入によって、自己負担額が異なります)

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成事業

問 申 障がい者支援課 自立支援係 TEL 24-0327(直通)

軽度・中等度の難聴がある児童の言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入または修理にかかる費用の一部を助成します。(購入後や修理後の申請は対象となりません)

対象要件 ●身体障害者手帳の交付対象外の方、両耳の聴力レベルが30デシベル以上、一時的な聴力低下ではなく、治療により聴力が回復する見込みがないなどの要件を満たす、市内に住所を有する18歳未満の方

仲間と一緒に子育てについて学びましょう

※開催日時・場所については、案内チラシや市のホームページ、広報ちとせなどでご確認ください。

バンビはぐくみプログラム※託児あり

問 申 教育委員会 生涯学習課 社会教育係 TEL 24-0848(直通)



就学前の子を持つ親を対象に、知っておきたい乳幼児に関する知識や心構えなどを学び、育児についての情報交換を行う連続講座です。さまざまなテーマの講義や実習、バス遠足などを行います。バンビはぐくみプログラムの受講生以外の方も参加できる開放講座「バンビ学びラボ」も年6回程度開催しています。

日 時 春(5～7月)、秋(9～11月) 各8回程度 受講料 4,000円程度

子育てスキルアップ講座

問 こども家庭課・子育て応援クラブ(市民協働プロモーション事業) TEL 24-0935(直通)

子育ては、「パパとママの共同作業」です。そのためには、お互いに子育ての思いを共有し、上手に子どもとのコミュニケーションをとっていかねばならないですね。

「子育てスキルアップ講座」は、子どもとどう関わったらよいのかわからないなどの悩みに対して、子どもへわかりやすく伝えるコミュニケーションのコツをお伝えする講座です。パパも参加いただける講座です。ぜひご参加ください。